令和８年１１月１２日

内閣府特命担当大臣　中司　宏　様
（こども政策、少子化対策）

埼玉県知事　大野　元裕

保育士の処遇改善と人材確保の推進等に係る要望

埼玉県政の推進につきましては、日頃から格別の御支援と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

本県が抱える課題に関する下記の要望事項について、特段の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

１　保育士の処遇改善と人材確保の推進

⑴　現状・課題等

本県では保育士の確保が喫緊の課題となっているが、埼玉県の保育士の給与水準が近隣都県と比較して低く、保育人材の確保に大きな支障をきたしている。

これは、保育の公定価格の地域区分が地域の実情を十分に反映しておらず、東京都の自治体と隣接する県内市との間で大きな差が生じているためであり、格差の解消が求められている。これにより保育士が東京都に流出する一方で、東京都で勤務する県民はこどもたちを県内の近隣で預けるニーズが高く、その結果、待機児童が生じる等、制度の悪弊による影響も出ている。

そのような中、令和６年人事院勧告の内容が、保育の公定価格における地域区分及び支給割合にそのまま適用された場合、東京都の自治体との間でこれまで以上に格差が拡大又は支給割合が逆転することとなる。

令和８年８月に開催された第１５回子ども・子育て支援等分科会において、「令和６年人事院勧告における地域手当の率に準拠しつつ、新たな補正ルールを設ける方向性は維持」という国の方針が示されているが、国家公務員の地域手当に準拠する限りにおいては地域の実情は反映できず、それをベースに補正をかけたとしても、現状の地域区分の差が埋まるとは到底考えられない。

保育人材の確保を図るためには、処遇の改善が重要であり、国による税源偏在の是正とともに、国家公務員の地域手当に準拠しない設定とすべきで、保育士給与の原資となる公定価格を適切な水準に設定することが必要である。

加えて、隣接する東京都では、保育人材の確保を推進するため、すでに高く設定されている公定価格に加えて月額給与の上乗せをはじめとした保育士等への処遇改善を実施しており、また「こども誰でも通園制度」の対象年齢や利用時間の上限の拡大などを実施していることから、近隣県の保育士の東京都への流出を招いていると考えられる。このようなことから、たとえば流出保育人材の状況に応じて公定価格を変動させる等、柔軟かつ現実的な対応が望まれる。

(2) 要望項目

税源偏在の適正な是正がなされることはもとより、保育士給与の原資となる公定価格を適切な水準に設定すること。

また、保育の公定価格における地域区分の見直しに当たっては、国家公務員の地域手当に準拠するという考え方から脱却し、流出保育人材の状況に応じて公定価格を変動させる等、抜本的な制度の在り方を検討すること。

その検討に当たっては、一般的には自宅近くの保育所等にこどもを預けるため、東京への保育士の流出に伴い特に県南の市では保育需要が高まっていることなど、地域の実情を踏まえ、地方公共団体と丁寧に議論をするとともに、その意見を反映させること。

あるいは、東京都の自治体との格差及び各地域の実情からの乖離が拡大しないよう、以下に挙げる事項を考慮するなど、地域の実情を十分に反映し、現在の水準を超える設定にすること。

① 住民の県外就業率が高い地域については、就業先の地域区分及び支給割合との均衡や居住地の平均所得を考慮

② 保育の運営に当たっては、不動産の賃借料等も含まれることから、不動産公示価格を考慮

③ 都道府県を超えた広域的な区分を考慮

なお、仮に、今回暫定的に補正ルールにより対応するのであれば、保育士の需給ギャップが埋まるよう、本県の地域区分を東京都より高くする補正ルールを設けること。

２　保育料の完全無償化の早期実現

⑴　現状・課題等

国は、令和元年１０月に３歳から５歳までの保育料が無償化をしたが、０歳から２歳については無償化していない。本県に隣接する東京都では、独自に０歳から２歳の保育料を無償化していることから、県民から保育料の負担軽減を求める声が強くなっている。

保育料の無償化は、全国どこに居住していても同様のニーズがあるが、一部の自治体においては、独自の保育料補助事業を実施しており、地域ごとに差が生じている。

こども基本法第１２条において、「国は、こども施策に係る支援が、居住する地域等にかかわらず行われるようにするため、必要な措置を講ずる」こととされている。また、同法第１６条で、「政府は、こども大綱の定めるところにより、こども施策の幅広い展開その他のこども施策の一層の充実を図るとともに、その実施に必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めなければならない」と規定されている。

保育料の無償化は、ナショナルミニマムとして国の財源と責任において実施するべきものと考える。

⑵ 要望項目

誰もが良質な保育等サービスを受けられるよう、０～２歳児の保育料の完全無償化を早期に実現すること。

３　次世代育成支援対策施設整備交付金及び就学前教育・保育施設整備交付金の見直し

⑴　現状・課題等

児童養護施設等の整備については、物価高騰による建設資材高騰及び人件費高騰により、工事契約における入札不調等が多発している。

しかし、交付基礎点数及び交付基準額は十分な見直しには至っておらず、建設費が高騰している実態を踏まえたものとは言えない。

設置主体者の負担が大幅に増加しているため、交付基礎点数及び交付基準額の見直しを行う必要がある。

⑵　要望項目

次世代育成支援対策施設整備交付金及び就学前教育・保育施設整備交付金は、建設費の高騰分を適切に反映した実態に即したものとすること。